

(様式1)  
許認可等の基準

	担当課	建築住宅課	係・内線	建築指導係 2757
法令名	建築基準法	根拠条項	4-3	
許認可等	市町に建築主事を置く場合の協議			
(根拠規定)				
第4条				
3 市町村は、前項の規定により建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。				
(許認可等の基準)				
建築基準法に基づく許認可等の審査基準等について（平成12年12月12日制定）				
建築基準法第4条第3項による協議基準				
建築基準法（以下「法」という。）第4条第3項の規定により協議すべき事項は次の1から7までとし、知事はこれらについて、支障の有無を回答するものとする。				
(協議すべき事項)				
1. 建築基準法施行担当部課の機構について				
専任の課を設けることを原則とするが、市町の規模に応じて、少なくとも専任の係を置くこと。				
2. 建築主事の人選並びに補助職員の数について				
建築主事は、課長又は課長補佐（やむをえない場合は、係長）として、確認事務のみならず、建築行政全般を総括し得る識見を有する者を選任すること。また、建築主事に事故があった場合に、速やかに事務を引き継ぐことのできるよう、予備の建築主事を置くこと。				
なお、補助職員の数についても、確認事務のみならず、統計事務・違反建築処分事務等を処理するために必要な人員を整備すること。				
3. 建築審査会の組織について				
法第78条第1項の規定に基づき建築審査会を設置する場合は、その公正な運営を期し得る様、人選に留意すること。				
4. 予算について				
建築基準法の施行は、公共の福祉のための建築の規制であって、建築基準法施行に必要な経費を計上する際には、手数料収入と同程度の一般財源を充当することが必要である。手数料収入のみを財源として機構、人員等を考慮することは適当でない。				
5. 建築主事設置の時期				
業務開始までに建築主事を設置できること。				

6. 条例、規則、告示等の案について

建築審査会条例、手数料条例、建築基準法施行規則等の整備が準備されていること。

7. その他

イ 関係部局との連携

建築行政は、多方面と密接な連携をとることによって最大の効果を上げ得ることから、都市計画、道路、消防、企画等の関係部局と建築行政の運用について十分連携をとることは勿論、県関係各課及び地方局とも緊密な連絡をとること。

ロ 住宅金融支援機構業務

住宅金融支援機構業務と建築基準法の業務とは極めて関連が深いので、確認事務を取り扱う一般の個人住宅については、事務の効率化とともに、申請者側の便宜を図るため、原則として特定行政庁で扱うことにして、体制をとること。